

(写)

徳島市と四国大学との地域貢献に関する包括連携協定書

徳島市（以下「甲」という。）と四国大学及び四国大学短期大学部（以下「乙」という。）は、地域貢献に関する包括的な連携・協力を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がそれぞれ有する資源を結集し、包括的な連携・協力を推進することによって、人材育成と地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

（連携・協力の推進）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 人材育成に関すること
- (2) 地域課題解決、地域の再生・活性化に関すること
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

2 甲と乙は、前項の連携・協力を実施するため、必要に応じて本協定に基づく個別協定等を締結することができる。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

（協定の解釈等）

第5条 本協定に関し疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

2013年10月1日

甲 徳島市

徳島市長 原 秀 樹 (自署・公印)

乙 四国大学
四国大学短期大学部

学長 松 重 和 美 (自署・公印)